

ハラスメントの定義

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感を与え、自身の尊厳を傷つけられたと感じさせる行為、性的言動に対する相手の対応に基づき不利益を与える行為、又は修学環境等を悪化させる行為をいい性暴力をも含みます。性暴力とは、望まない、または同意のないままなされる性的な行為等を指します。性暴力は、被行為者において自らの気持ちが尊重されない、または自らの身体に関することを自らで決めることができないこと等により、被行為者の人格権が侵害されるものであって、高度の違法性を帯有する行為です。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育、研究及び就労における権力又はその優越的な地位を利用して、相手の意に反する不適切で不当な言動により、不利益若しくは不快感を与え、又は修学環境等を悪化させる行為をいいます。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位又は人間関係等の教育研究現場内又は職場内の優位性を背景に、指導又は業務の適正な範囲を越えて、精神的・身体的苦痛を与え、又は修学環境等を悪化させる行為をいいます。

(4) 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント

妊娠、出産等及び育児休業、介護休業等を理由とした不利益な取扱い、又はこれらに関する言動により修学環境等を悪化させる行為をいいます。

(5) その他のハラスメント

上記に定めるもののほか、国籍、人種、出身、宗教、思想・信条、年齢、性別、障がい、性格、性的指向、性自認及び容姿等の個人的な属性を理由に、相手を差別する言動により、不利益若しくは不快感を与え、又は修学環境等を悪化させる行為をいいます。また、他者の人格的な利益を侵害し得る行為、ないし人格権侵害と評価され得る行為をも含みます。

なお、ハラスメントを行っていないにもかかわらず、ハラスメントをしたとして指弾したり、その噂を流布すること等も、ハラスメントに含まれます。